



## 電動立上り補助いす

JIS T 9255 : 2007

(JASPA/JSA)

平成 19 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	山内 繁	早稲田大学
(委員)	青木 和夫	日本大学(日本人間工学会)
	赤居 正美	社団法人日本リハビリテーション医学会 (国立身体障害者リハビリテーションセンター)
	安達 玄	日本福祉用具・生活支援用具協会
	天野 正喜	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	太田 修平	日本障害者協議会
	加藤 俊和	社会福祉法人京都ライトハウス
	川澄 正史	日本生活支援工学会
	佐伯 美智子	財団法人日本消費者協会
	佐川 賢	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐川 まこと	日本生活協同組合連合会
	末田 統	徳島大学
	田中 理	横浜市総合リハビリテーションセンター
	田中 繁	国際医療福祉大学
	田中 雅子	社団法人日本介護福祉士会 (富山県立流立老人ホーム)
	服部 薫	社団法人人間生活工学研究センター
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村尾 俊明	財団法人テクノエイド協会
	森本 正治	大阪電気通信大学
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.4.20

官 報 公 示：平成 19.4.20

原案作成者：日本福祉用具・生活支援用具協会

(〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル TEL 03-3437-2623)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会（委員会長 山内 繁）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	1
<b>4 種類</b>	2
<b>4.1 形式及び機能</b>	2
<b>4.2 最大積載荷重による区分</b>	2
<b>5 各部の名称</b>	3
<b>6 要求事項</b>	3
<b>6.1 一般要求事項</b>	3
<b>6.2 外観及び構造</b>	3
<b>6.3 材料</b>	4
<b>6.4 性能</b>	4
<b>7 試験環境及び試験装置</b>	5
<b>7.1 床面</b>	5
<b>7.2 円筒ゲージ</b>	5
<b>7.3 荷重測定器</b>	5
<b>7.4 ストップ</b>	5
<b>7.5 座面当て板</b>	5
<b>7.6 背もたれ当て板</b>	5
<b>7.7 ひじ部当て板</b>	6
<b>7.8 小形座面当て板</b>	6
<b>7.9 座面衝撃体</b>	6
<b>7.10 衝撃ハンマ</b>	6
<b>8 試験方法</b>	6
<b>8.1 外観及び構造</b>	6
<b>8.2 性能試験</b>	7
<b>9 表示及び取扱説明書</b>	13
<b>9.1 表示</b>	13
<b>9.2 取扱説明書</b>	13
<b>解 説</b>	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 電動立上り補助いす

Chairs and seats with electrical mechanisms assist  
standing up and sitting down

## 1 適用範囲

この規格は、座面を電動で昇降させることによって、立上がり及び着座動作を支援することを目的として設計したいす（以下、補助いすという。）について規定する。

なお、人を乗せたまま運搬する目的のいす並びに便座用及び浴室用のいすは除く。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS G 4305** 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶

**JIS S 1203** 家具－いす及びスツール－強度と耐久性の試験方法

**JIS S 1204** 家具－いす－直立形のいす及びスツールの安定性の試験方法

**JIS Z 8051** 安全側面－規格への導入指針

**JIS Z 8071** 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS S 1203** 及び**JIS S 1204**によるほか、次による。

### 3.1

#### 過酷な条件 (adverse condition)

予測される誤使用を含め配慮すべき設計条件のうち、継続的試行錯誤などによって決定される条件。

### 3.2

#### 背もたれ (back support)

身体に接して、背中を支えるもの。

### 3.3

#### 座面 (seat)

座位をとらせることができる身体支持具の座。

### 3.4

#### ひじ部 (arm support)

立ち上がるときに身体を支持するひじ掛け。

### 3.5

#### エンドリミット装置 (end limiting device)